（保管）

第五条　デクロランプラス取扱事業者は、デクロランプラス又は汚染物を入れた保管容器を保管するときは、次の各号に定めるところにより保管しなければならない。

一　保管容器は、デクロランプラス又は汚染物が漏出する又はこぼれるおそれがなく、かつ、転倒した場合の衝撃に耐える密閉式の構造の堅固な容器であること。

二　保管容器は、コンクリート造の床面又は合成樹脂等により被覆した床面の屋内に設置すること。

三　保管容器は、関係者以外の者が容易に立ち入ることができない場所に保管すること。

四　保管容器及びその保管場所の見やすい箇所に、デクロランプラス又は汚染物を保管している旨を表示すること。

2　デクロランプラス取扱事業者（届出使用者を除く。）は、事業所ごとに、デクロランプラス又は汚染物の保管数量を記載した帳簿を作成しなければならない。

3　前項の帳簿は、事業所ごとに備え、これを当該事業所の閉鎖の日から起算して五年間保存しなければならない。

（点検）

第六条　デクロランプラス取扱事業者は、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面について、次の各号に掲げる事項を定期的に点検しなければならない。ただし、遠隔監視装置等を用いて、次の各号に掲げる事項を早期に発見するために必要な措置を講じることをもって、これに代えることができる。

一　使用設備及び保管容器からデクロランプラス又は汚染物が漏出又は飛散していないこと。

二　使用設備及び保管容器に損傷が生じていないこと。

三　使用設備及び保管容器を設置する床面にひび割れがないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められないこと。

2　デクロランプラス取扱事業者は、前項に規定する点検の結果において使用設備及び保管容器並びにその設置する床面に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

3　デクロランプラス取扱事業者は、第一項の点検の結果の記録を作成し、これを作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

（運送）

第七条　デクロランプラス取扱事業者は、デクロランプラス又は汚染物を入れた保管容器を運送するときは、当該保管容器の転倒を防止する措置を講じなければならない。

（漏出時の措置）

第八条　デクロランプラス取扱事業者は、デクロランプラス又は汚染物が漏出したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　速やかに漏出の拡大の防止のために必要な応急措置を講ずること。

二　漏出したデクロランプラス又は汚染物について回収するよう努めること。

三　回収したデクロランプラス又は汚染物及び回収に伴って生じた汚染物を、保管容器に入れて保管すること。

（委託先の監督）

第九条　デクロランプラス取扱事業者は、デクロランプラス又は汚染物を入れた保管容器の保管又は運送に係る業務を委託する場合は、当該委託した業務が第五条から前条までの基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（管理責任者）

第十条　デクロランプラス取扱事業者は、次の各号に掲げる業務の管理について知識を有する者のうちから管理責任者を選任し、その者に当該業務を管理させなければならない。

一　移替えに関すること。

二　使用設備に関すること。

三　デクロランプラスの排出量の把握に関すること。

四　デクロランプラス又は汚染物を入れた保管容器の保管に関すること。

五　使用設備及び保管容器並びにその設置する床面の点検に関すること。

六　デクロランプラス又は汚染物を入れた保管容器の運送に関すること。

七　デクロランプラス又は汚染物が漏出した場合の措置に関すること。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年二月十八日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）